児童福祉制度の活用を

市は、児童福祉制度として、中学校卒業までの児童がいる家庭やひとり親家庭、心身に障がいのある児童がいる家庭に、手当を支給しています。主な手当は下表のとおりです。

詳しくは、子育て支援課（☎ 64-1376）まで問い合わせてください。

平成 28 年 4 月 1 日現在

	制度	支給額
児童手当	**児童手当**	
	中学卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給（所得制限あり） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、年齢の一番高い子から第1子とする	・3歳未満……月額 15,000円 ・3歳以上 小学校修了前……月額 10,000円 （第3子以降）……月額 15,000円 ・中学生……月額 10,000円 ・所得制限限度額を超える人……月額 5,000円
母子家庭関係	**母子家庭奨学金**	
	母子家庭などで高校生までの児童を養育している人に支給	・乳幼児……年額 11,000円 ・小学生……年額 21,500円 ・中学生……年額 43,000円 ・高校生……年額 64,000円 ・高校入学支度金……35,000円
母子・父子家庭関係	**児童扶養手当**	
	父子・母子家庭などで、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給（所得制限あり）	・全部支給……月額 42,330円 ・一部支給……月額 9,990円～42,320円 ※2人目は5,000円、3人目からは1人につき3,000円を加算
	京田辺市特別児童福祉手当	
	父子・母子家庭などで、義務教育終了前（18歳未満の心身障がい児を含む）の児童を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童2人までは1人につき……月額 1,800円 ・以降1人増えるごとに……月額 600円
	高校生給付型奨学金	
	父子・母子家庭などで、低所得者世帯（市民税非課税世帯）に支給 ※生活保護受給者は別途支給します ※母子家庭奨学金との併給はできません	・私立全日制……月額 33,000円以内 ・私立定時制……月額 24,000円以内 入学支度金・支援金なども支給されます。学校・学年により支給額は異なります。
	交通遺児奨学金	
	交通事故で親を亡くした父子・母子家庭などで、高校生までの児童を養育している人に支給 ※母子家庭奨学金との併給はできません	・乳幼児……年額 11,000円 ・小学生……年額 21,500円 ・中学生……年額 43,000円 ・高校生……年額 64,000円 ・高校入学支度金……35,000円
障がい児関係	**特別児童扶養手当**	
	20歳未満の中程度以上の障がい児を養育している人に支給（所得制限あり） ※請求時には診断書が必要ですが、身体障害者手帳1～3級または療育手帳「A」の判定の場合は、その写しをもって診断書を省略できる場合があります	・1級……月額 51,500円 ・2級……月額 34,300円
	京田辺市心身障害児童特別手当	
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ18歳未満の障がい児を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童1人につき……月額 2,400円
	京田辺市特定心身障害等児童特別手当	
	特別児童扶養手当受給者で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持たない18歳未満の障がい児を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童1人につき……月額 2,400円

京田辺ブランド 一休品

魅力あふれる51品を認定

市観光協会は、市のPRや地域経済の活性化を図るため、京田辺らしい逸品を「京田辺ブランド一休品」として認定しています。

3月16日には、新たな10品を含む51品を一休品に認定しました（＝写真）。特産の玉露を使った食品・加工品など、京田辺の魅力を感じてもらえる商品ばかりです。

認定商品は、一休品マークが目印です。詳しくは、同協会ホームページ（http://kyotana.be/free/ikkyuhin/）をご覧ください。

問合せ先＝一社 京田辺市観光協会事務局（☎68・2810）

ちょっと待った！その契約

実録 消費生活相談の現場より

消費生活相談の窓口には、日々、さまざまな相談が寄せられています。最近は、インターネットの普及により、手口が多様化・巧妙化し、気付かないうちに被害に遭うケースもたくさん見られます。今号から、実際に寄せられた相談事例を12回シリーズで紹介します。悪質商法の手口を知り、だまされないよう注意しましょう。

問合せ先＝消費生活センター（☎ 63-1240）

携帯電話に架空請求のメールが　シリーズ①

携帯電話・パソコンに「以前利用した有料サイトの利用料が未納になっている。すぐに連絡を」という内容のメールが届いたことはありませんか？これは、悪質な業者が不特定多数の人に送っている詐欺メールです。「連絡が無い場合は自宅まで回収に行く。支払わなければ裁判する」という脅し文句で不安をあおり、連絡させようとします。

◎被害防止のポイント

メールアドレスやID番号から個人情報を入手することはできません。このようなメールが届いたら、慌てて連絡せずに無視しましょう。不安なときは消費生活センターに相談してください。

■消費生活相談室が消費生活センターに

市消費生活相談室は、「京田辺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」の施行に伴い、4月1日から市消費生活センターに名称が変わります。急増するインターネットに関する相談にも素早く対応できるよう機能を充実しました。相談時間・場所などの変更はありません。商品や契約など、暮らしで困ったことがあれば、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は厳守します。

相談・問合せ先＝消費生活センター（☎ 63-1240。平日午前9時～午後4時〈正午～午後1時を除く〉）

場所＝産業振興課内

広告

税 Information 制度が変わります

国民健康保険税

☑ 軽減対象の拡大など

問 国保医療課（☎64-1332）

市は、国民健康保険を将来にわたり安定して運営するため、法律の改正に伴い、制度の一部を変更します。

◎国保税の軽減対象を拡大

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が一定額以下の世帯に対する税額の軽減対象を、下表のとおり拡大します。

軽減割合	前年の所得	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下（変更なし）	
5割軽減	33万円＋ 26万円×被保険者数	33万円＋ **26万5千円**×被保険者数
2割軽減	33万円＋ 47万円×被保険者数	33万円＋ **48万円**×被保険者数

◎国保税の賦課限度額を改定

国保税の賦課限度額を、下表のとおり引き上げます。

区分	改正前	改正後
医療分	52万円	**54万円**
後期高齢者支援金等分	17万円	**19万円**
介護分 （40歳以上65歳未満のみ）	16万円（変更なし）	

軽自動車税

☑ 原付50ccは2,000円に

問 税務課（☎64-1317）

地方税法の改正に伴い、平成28年度以降の軽自動車税の税額が変わります。

変更となる税額のうち、主なものは次のとおりです。詳しくは市ホームページか、対象者に郵送する納税通知書で確認してください。

原動機付自転車＝▼90ccまで…2,000円**▼125ccまで**…2,400円

小型特殊自動車（農耕作業用）＝2,000円

軽四輪乗用（自家用）＝▼初度検査年月が平成27年3月以前の車両…7,200円**▼初度検査年月が同年4月以降の車両**…10,800円**▼初度検査年月から13年を過ぎた車両**…12,900円

軽四輪貨物（自家用）＝▼初度検査年月が平成27年3月以前の車両…4,000円**▼初度検査年月が同年4月以降の車両**…5,000円**▼初度検査年月から13年を過ぎた車両**…6,000円

車両の初度検査年月は車検証で確認できます。売買・譲渡などで車両番号が変わっても、初度検査年月は変わりません。

■原動機付自転車の再登録に注意

◎登録抹消した車両の登録には廃車証明書が必要

登録抹消した車両を再び登録する場合は、廃車証明書が必要です。また、個人間で譲渡した車両を登録する場合は、譲渡証明書も必要です。

◎同一所有者が再登録するとさかのぼって課税も

本市で標識を返納した車両を引き続き所有し、同一所有者が本市で再び登録する場合、未登録期間の軽自動車税をさかのぼって課税することがあります。

環境にやさしいまちづくり

家庭のエコをサポート

雨水タンクの設置に補助 今年度から新たに

市は、雨水の河川への集中的な流出の軽減と水資源の有効利用を図るため、雨水タンクの購入費用の一部を補助します。

対象＝自らが居住する市内の住宅に、4月1日以降、新たに雨水タンク（容量80リットル以上で市販のもの）を購入し設置する人

補助額＝購入費用の4分の3（上限45,000円。千円未満切り捨て）

設置工事費などの経費は、補助対象外です。

エネファーム 太陽光とのW発電にも補助

地球温暖化防止対策を進めるため、自らが居住する市内の住宅に新たに次のシステムを設置する個人を対象に、設置費用の一部を補助します。

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

対象＝国の補助金制度に申し込み、補助金の交付確定後1年以内の人

補助額＝50,000円

【住宅用太陽光発電システム】

対象＝エネファームの補助対象者で、住宅用太陽光発電システムを併せて設置し、電力の受給開始後1年以内の人

補助額＝15,000円

【申請方法】

環境課か市ホームページにある申請書に必要書類を添えて、持参してください

【申請期限】

平成29年3月29日(水)

予算額に達した場合は、受け付けを終了します。

【申請・問合せ先】

環境課（☎ 64-1366）

誰もが買い物しやすいまちづくり

店舗バリアフリー改修に補助

市は、高齢社会に備え、誰もが安心して買い物などができる環境づくりを進めています。市内業者に店舗のバリアフリー改修工事を発注した中小企業者に、工事費用の2分の1を助成します。なお、住居への助成は平成27年度で終了しました。

対象者＝市内に自らが営む店舗を構え、市税の滞納がない中小企業者

過去に同助成金の交付を受けた人を除きます。

対象店舗＝自己の営業用店舗。小売店・飲食店・診療所・接骨院・美（理）容室など市民が日常的に利用する店舗

事務所・工場・風営法第2条に規定するものを除きます

店舗を賃借している場合は、建物所有者の承諾書が必要です。

対象工事＝次のすべてに該当するもの

▼移動の円滑化のために行う段差解消・手すり設置などの、費用が5万円以上（税別）の工事

▼交付決定後に着工し平成29年3月31日(金)までに実績報告書を提出できる

▼ほかの助成を受けていない

上限額＝20万円

申請方法＝産業振興課か市ホームページにある申請書に必要書類を添え、持参してください

申請期限＝12月28日(水)

予算額に達した場合は、受け付けを終了します。

申請・問合せ先＝産業振興課（☎64・1364）

広告